

熊本市プレミアム付商品券
参加店舗 募集要項

熊本市プレミアム付商品券事務局

2019年6月10日

《お問い合わせ先》

熊本市プレミアム付商品券コールセンター

電話：0120-334-508（土日祝日を除く9：00～17：00）

E-mail：info@kumamotocity-pgt.com

URL：https://kumamotocity-pgt.com

1. 事業の趣旨

消費税・地方消費税引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、熊本市における消費を喚起・下支えするため、熊本市内の飲食・小売・サービスの店舗において使用できる熊本市プレミアム付商品券の販売を行います。

2. プレミアム付商品券の概要

名 称	熊本市プレミアム付商品券
発行者	熊本市プレミアム付商品券実行委員会 (熊本市・熊本商工会議所・熊本市託麻商工会・熊本市北部商工会・熊本市河内商工会・熊本市飽田商工会・熊本市天明商工会・熊本市富合商工会・熊本市城南商工会・熊本市植木町商工会、熊本市中心商店街等連合協議会、熊本市商店街連合会)
発行額	想定最大額 4 1 億円
発行冊数	想定最大数 820,000 冊
プレミアム率	25%
販売価格	1 冊 4,000 円 (1 冊の構成は 500 円分の商品券 10 枚)
購入限度	(1) 非課税者向け・・・1 人あたり 5 冊 (2) 子育て世帯主向け・・・5 冊×子どもの数 ※ いずれも購入引換券 1 枚につき、5 冊 20,000 円分 (使用可能額 25,000 円) まで
購入対象者	(1) 2019 年度住民税非課税者 (課税基準日 2019.1.1) ※ 住民税課税対象者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く (2) 2016 年 4 月 2 日～2019 年 9 月 30 日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主
販売方法	(1) 住民税非課税者向け ① 事前に住民税非課税と思われる方に対し、商品券購入引換券交付申請書を送付いたします。 ② 商品券購入引換券交付申請者のうち、要件該当者に対し、商品券購入引換券を送付いたします。 ③ 商品券購入引換券により、引換所で商品券を購入することができます。 (2) 子育て世帯向け ① 事前に対象の子育て世帯主に対し、人数分の商品券購入引換券を送付いたします。 ② 商品券購入引換券により、引換所で商品券を購入することができます。
引換所	熊本市内の金融機関、商業施設等 (予定)
引換期間	2019 年 10 月 1 日(火) ～ 2020 年 2 月 29 日(土) ※金融機関は平日のみ
利用期間	2019 年 10 月 1 日(火) ～ 2020 年 3 月 31 日(火)
使用可能店舗	熊本市内にある小売・飲食・サービス等を提供する店舗

3. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は参加店舗における物品販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券の使用対象にならないもの
 - ① 出資や債券の支払い (税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
 - ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - ③ たばこ事業法 (昭和 59 年法律第 68 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
 - ④ 事業活動にともなって使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達
 - ⑤ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料 (一時預かりを除く) 等の不動産に関わる支払い

- ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に係る支払い（ただし、同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く）
 - ⑧ 医療費、調剤薬、介護保険等の保険適用に係る一部負担金の支払い
 - ⑨ 自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）第 8 条に規定する車券の購入
 - ⑩ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
 - ⑪ 当該商品券の交換又は売買
- (3) 商品券の現金との交換は禁止しています。
 - (4) 商品券額面以下の使用の場合であっても釣銭はお渡ししないで下さい。
 - (5) 不足分は現金でお受け取り下さい。
 - (6) 参加店舗において、本商品券の使用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、使用者が認識出来るよう、明示して下さい。
 - (7) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
 - (8) 商品券の盗難・紛失または偽造、変造、模造等に対して、発行者（実行委員会）は責を負いません。
 ※ 商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
 ※ 上記の禁止行為、使用対象にならないものによる商品券の使用が発覚したときは、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分を行う場合があります。

4. 参加店の参加資格

熊本市内に事業所、店舗等を有する事業者で、市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる者。ただし以下の事業者を除く。

- (1) 風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業（ただし、同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く）を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記 3. (2)『商品券の使用対象にならないもの』に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 熊本市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び刑法（昭和 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下『暴力団対策法』という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下『暴力団員』をいう。）であると認められるとき。
- (7) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (10) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5. 参加店舗の責務等

参加店舗は、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 参加店舗は、商品券を使用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が配布する、ステッカー等を消費者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 使用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認して下さい。なお、パール印刷等偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨を『熊本市プレミアム付商品券事務局』にも報告して下さい。
商品券の見本については、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての係員に周知して下さい。
- (3) 取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため商品券裏面に参加店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- (4) 使用済み商品券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合に備え、確認のため、参加店控え（半券）を、入金確認を完了するまで大切に保管して下さい。（この控えがない場合は、振込金額の差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意下さい。なお、控え半券がある場合でも、振り込み完了後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご理解下さい。なお、選定時の店舗名と商品券裏面に捺印された店舗名が異なる場合、換金できない場合がありますので、ご注意下さい。）
- (5) 商品券の交換及び売買を行わないで下さい。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引により得られた商品券のみ換金可能となります。
- (6) 熊本市、商工会議所、商工会その他当該事業に係る関係者の事業運営に協力して下さい。

6. 参加店舗の申込み及び選定

(1) 申込み方法

- ① 参加店舗登録希望者は、本『募集要項』に同意の上、『参加店舗登録申請書兼誓約書』に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法により事務局へ提出して下さい。なお、郵送をご希望される店舗であっても、再入力ミスをなくすため、極力インターネットでの申込にご協力願います。

(インターネット)

<https://kumamotocity-pgt.com>

(郵送宛先)

〒860-0801 熊本市中央区安政町 6-5 (株)日専連ファイナンス内
熊本市プレミアム付商品券事務局

- ② 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ごとではなく、事業者単位でお申込み下さい。（原則、市内全ての店舗で使用可能としていただきます。）この場合、様式1 複数店舗申込用を添付し、全ての参加店舗が『募集要項』を同意している必要があります。

(2) 申込期間

2019年6月10日（月）10時～2019年8月20日（火）17時まで

- ① 申し込み期間中に参加店舗になっていただくと、告知パンフレットに参加店舗として掲載します。
- ② 申し込み期間以降も参加店舗の申込み受付は行いますが、専用のホームページのみの掲載となります。

(3) 登録店舗の選定

- ① 登録申込みのあった事業者については、事務局が審査を行います。
- ② 結果については、事務局からメール又はファックスにて通知するとともに、ホームページに『商品券が使えるお店』として掲載させていただきます。
- ③ 店頭に掲示して頂く参加店舗表示ステッカーは後日配布します。

④ ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

(4) その他

① 参加店向けのマニュアルを作成し、配布します。

② 専用の換金ツールを後日配布する予定です。

7. 説明会の開催

(1) 登録前説明会

登録を検討されている事業者を対象に、下記のとおり説明会を開催します。

登録申請にあたって必ず参加を求めるものではありません。

日程	時間	説明会会場
2019年6月11日(火)	14:00~15:00	富合公民館(アスパル富合) 研修室 (南区)
2019年6月13日(木)	14:00~15:00	西部公民館 大ホール (西区)
2019年6月14日(金)	14:00~15:00	東区役所 101-102 会議室 (東区)
2019年6月19日(水)	14:00~15:00	植木公民館 多目的ホール (北区)
2019年6月21日(金)	14:00~15:00	ウェルパル 1階大会議室 (中央区)

(2) 登録後取扱説明会

登録後、『参加店舗用運用マニュアル』の配布と合わせて、商品券の取扱い等について、下記のとおり説明会を開催します。参加できない場合には、後日『参加店舗用運用マニュアル』を郵送します。

日程	時間	説明会会場
2019年7月8日(月)	14:00~15:00	教育研修センター 4階大研修室 (中央区)
2019年7月9日(火)	14:00~15:00	富合公民館(アスパル富合) 研修室 (南区)
2019年7月10日(水)	14:00~15:00	東部公民館 大ホール (東区)
2019年7月11日(木)	14:00~15:00	西部公民館 大ホール (西区)
2019年7月17日(水)	14:00~15:00	植木公民館 多目的ホール (北区)

8. 換金手続き

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った参加店舗は、換金の手続きが必要となり、その方法については以下(1)~(4)によることとします。

(1) 参加店舗は、専用の換金用封筒に商品券を同封し、下記まで郵送して下さい。

〒860-0801 熊本市中央区安政町6-5 (株)日専連ファイナンス内
熊本市プレミアム付商品券事務局

(2) 商品券額面金額を『参加店登録申請書兼誓約書』記載の指定口座に振り込みます。

(3) 換金請求期間は、2019年10月1日(火)~2020年4月15日(水)までとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きを行って下さい。

(4) 換金請求日に応じて13回の振込設定日に参加店舗の指定口座へ支払われます。

上記郵便物の到着分	入金予定日
2019年10月1日~10月15日	2019年10月29日頃
2019年10月16日~10月31日	2019年11月15日頃
2019年11月1日~11月15日	2019年11月29日頃
2019年11月16日~11月30日	2019年12月15日頃
~~~~~	
2020年4月1日~4月15日	2020年4月29日頃

(5) 上記日程は予定の為、変更となる可能性があります。最終スケジュールにつきましては、後日加盟店舗向けに配布します『参加店舗用運用マニュアル』にてご確認下さい。

## 9. 参加店舗の取消等

参加店舗の『募集要項』の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、参加店舗登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

## 10. その他、留意事項

- (1) 商品券の取り扱い、換金の方法など詳細については、9月中旬に配布する『参加店舗用運用マニュアル』を参照して下さい。
- (2) 『募集要項』に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、『熊本市プレミアム付商品券実行委員会』が決定致します。
- (3) 参加店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、『商品券の使えるお店』として、パンフレット、専用ホームページ、その他の方法により広報致します。
- (4) 本事業用にデザインされた『商品券』の肖像使用を含む広報告知物・掲出物については事前に事務局の承認が必要となります。専用ホームページにより『画像使用承認申請』を行って下さい。
- (5) 『熊本市プレミアム付商品券実行委員会』の方針等により、内容が変更される場合があります。
- (6) 2020年5月1日以降の異議申し立てはできません。